



子どもが健やかに育つことを願って、国・県および市では子どもを養育している方に手当を支給しています。

# 児童手当などの申請をお忘れなく



## 児童手当(国)

小学校修了前の児童を養育している方に支給します。

支給期間 申請の翌月から小学校を修了する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

○3歳未満…一律1万円

○3歳以上

第1子…5千円

第2子…5千円

第3子以降…1万円

支給月 2月・6月・10月



## 特別児童扶養手当(国)

精神または身体に重度・中度

程度の障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

重度とは、療育手帳A判定または身体障害者手帳1・2級程度です。中度とは、療育手帳B判定、身体障害者手帳3級程度または4級で、下肢障害や音声・言語機能障害などがある方です。また、内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

1級(重度)…5万750円

2級(中度)…3万3千800円

支給月 4月・8月・11月

親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父親か母親が重度(身体障害者1・2級程度、市の場合は3級程度まで)の障がい者である家庭の児童を養育している方などに支給します。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで(ただし、県は支給開始より5年間)。

手当月額(児童1人につき)

県の手当…4千500円(4・5年目は2千250円)

市の手当…2千円

支給月

県の手当…4月・8月・12月

市の手当…3月・9月



## 遺児手当(県・市)

親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父親か母親が重度(身体障害者1・2級程度、市の場合は3級程度まで)の障がい者である家庭の児童を養育している方などに支給します。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで(ただし、県は支給開始より5年間)。

手当月額(児童1人につき)

児童1人…4万1千720円

児童2人…4万6千720円

児童3人以上…児童2人の金額に1人増すごとに3千円を加算(支給開始より5年を経過した場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出すれば引き続き受給できます。)

支給月

4月・8月・12月

各手当とも、所得制限により減額されたり、支給されない場合があります。



## 児童扶養手当(国)

離婚、行方不明、死亡などで父親と生計を共にしていない児童や父親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障がい者である家庭の児童を養育している方などに支給します。ただし、公的年金を受給している人には支給されません。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

児童1人…4万1千720円

児童2人…4万6千720円

児童3人以上…児童2人の金額に1人増すごとに3千円を加算(支給開始より5年を経過した場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出すれば引き続き受給できます。)

支給月

4月・8月・12月

各手当とも、所得制限により減額されたり、支給されない場合があります。

支給月

4月・8月・12月